

令和7年度一般会計予算案に係る佐保小学校校舎建設事業並びに佐保小学校校舎改築その他工事の工事請負契約の締結案に対する附帯決議（案）

奈良市及び奈良市教育委員会は、本事業の執行に当たり次の諸点について適切な措置を講ずるよう求める。

1. 佐保小学校校舎改築その他工事の執行に当たり、アスベスト、騒音、粉塵、振動及び安全対策について、児童及び保護者並びに地域住民に対し情報提供を質、量ともに適切に行い、双方向の意見交換を幾度でも行い理解を求め工事期間と公立学校施設整備費国庫負担金等の財源期限を理由にし、児童及び保護者並びに地域住民の納得を得ないままに拙速に工事を執行しないこと。
2. 佐保小学校校舎改築その他工事の執行に当たり、工事期間の変更や国庫支出金の期限に不測の事態が発生するおそれがある場合は速やかに議会に報告し同意を得て見直しも辞さないこと。
3. 鼓阪小学校の児童及び保護者から相次いで請願が提出され審査が議会で継続しており請願内容の諸問題の解決に至っていないことに留意し、鼓阪小学校児童及び保護者並びに地域住民に対し双方向の意見交換を幾度でも行い納得を得られる話し合いを怠らないこと。
4. 上記事項の奈良市及び奈良市教育委員会の対応状況及び児童及び保護者並びに地域住民の理解状況において、今後に想定される学校設置条例一部改正案の検討事項となることに留意すること。

以上、決議する。

令和7年3月28日

奈良市議会